

米トレーサビリティ制度

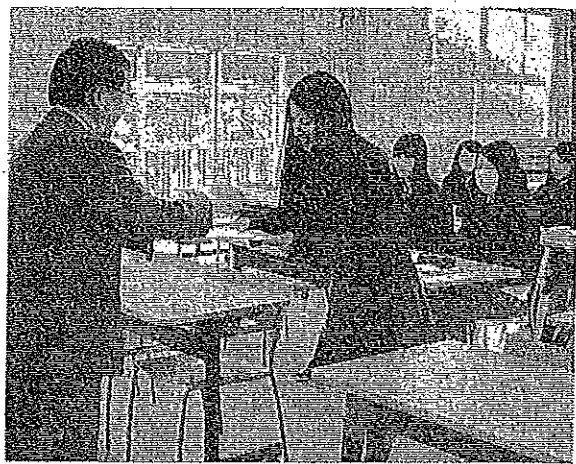
一般消費者へ周知図る

中国四国農政局
津山商業高校生ら 特別委員に任命

農林水産省中国四国農政局は、米トレーサビリティ制度の一般消費者への認知度向上を目指し、推進活動を行う津山商業高校(山北)の3年生11人と教職員4人を特別委員として任命した。生徒たちは、ポスター作成やアンケートの実施、インターネットのホームページにリンクを張るなどして周知を図っていく。国は、平成20年に発覚した非食用に限定された事故米であることを隠して転売した不正流通事件を受け、米穀などの取引記録の作成・保存、産地情報の伝達に関する法律(米トレーサビリティ法)を制定し、昨年7月に完

全施行。それは玄米や精米だけでなく、米粉、餅、清酒なども対象で、産地情報などを記載する必要があるので。同局の消費・安全部流通監視課の佐藤和正課長がこのほど同校を訪れ、課題研究「販売実習」を選択した生徒たちを任命。消費者に安全な米や米加工品を

食べてもらいたいと協力を求めた。そして、制度の詳しい説明のほか、広く消費者に知ってもらったために具体的に何をすればよいかを生徒らと検討した。生徒たちは同局から9月に依頼を受け、市内の商店街でチラシを配るなどの活動をしている。



特別委員に任命される津山商高生